

第5回 東名遺跡保存活用計画策定委員会 次第

■日時：平成30年6月29日（金）

13時30分～16時30分

■場所：佐賀バルーンミュージアム

1F レクチャースペース

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員長あいさつ

4. 議事

【報告事項】

- ・第4回計画策定委員会での主な意見とその対応について

【協議事項】

- (1) 計画策定の目的と経緯について
- (2) 卷末資料について
- (3) 保存活用計画の総括
- (4) その他

5. 閉会

東名遺跡保存活用計画策定委員会名簿

氏名	専門分野	役職名	備考
オバタ ヒロキ 小畑 弘己	考古学	熊本大学大学院人文社会科学部 教授	元東名遺跡重要性検討会委員
シゲフジ テルユキ 重藤 輝行	考古学	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	佐賀市文化財保護審議会委員
サワダ マサアキ 澤田 正昭	保存科学	東北芸術工科大学文化財保存修復研 究センター長	東名遺跡モニタリング委員会委 員
カネハラ マサアキ 金原 正明	環境考古学	奈良教育大学教育学部教授	元東名遺跡群調査指導委員会委 員
フジタ ナオコ 藤田 直子	景観学	九州大学大学院芸術工学研究院准教 授	史跡三重津海軍所跡整備基本計 画策定委員会委員
エジマ トクタロウ 江島 徳太郎	地元	NPO法人 東名縄文の会 会長	

東名遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 東名遺跡の保存活用計画を策定するため、東名遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、東名遺跡の保存活用の基本方針、整備・活用等に関する将来像や管理運営の基本的な考え方となる保存活用計画を策定するために必要な事項について、協議・検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、東名遺跡保存活用計画が策定されるまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

史跡東名遺跡保存活用計画策定までの流れ

主な検討内容

- 計画策定の目的と方向性
- 史跡の概要と価値の整理
- 史跡の保存、活用、整備
- 運営及び体制整備

